

三宅村告示第2号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、平成29年度定期予防接種の実施について次のとおり公告する。

平成29年4月19日

東京都三宅島三宅村長 櫻田 昭正

1 対象疾病

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 結核
- (9) H i b 感染症
- (10) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- (11) ヒトパピローマウイルス感染症
- (12) 水痘
- (13) B型肝炎

2 対象者の範囲

三宅村に住民登録がある者で、予防接種法施行令第1条の3に定める定期予防接種の対象者のうち予防接種を希望する者

3 実施の時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 場所

三宅村国民健康保険直営中央診療所

5 接種料金

無料

6 予防接種不適当者及び接種要注意者

- (1) 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）
 - ア 明らかな発熱を呈している者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - エ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- (2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
 - ア 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患有することが明らかな者
 - イ 前回の予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発しん等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者
 - ウ 過去にけいれんの既往のある者
 - エ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者